# 弥富市スクールバス運行業務委託
# 公募型プロポーザル実施要領

令和８年 11 月

愛知県弥富市教育委員会

## １　業務の目的

令和 10 年４月に開校予定の弥富市立よつば小学校（以下「学校」という。）に通学する児童の通学に係る負担軽減及び安全で安定した通学手段を確保するとともに、登下校時間外におけるスクールバス及び運転士の有効活用を図り、教育活動支援、地域福祉の向上に資することを目的とする。

## ２　業務の概要

(1) 業　務　名　弥富市スクールバス運行業務委託
(2) 業 務 内 容　別添仕様書のとおり
(3) 業 務 期 間　契約締結日の翌日から令和 13 年３月 31 日とする。
ただし、契約日から令和 10 年３月 31 日までは準備期間とし、その間の委託金額は発生しないものとする。準備期間中には、運行計画の作成、運転士の確保及び研修、試験運行その他必要な準備を行うものとする。
(4) 提案上限額　160,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## ３　実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

## ４　参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項（同令第 167 条の 11 第１項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
(2) 入札参加資格申請において、申請内容及び別添書類の記載事項に虚偽がないこと。
(3) 参加意思表明の日から契約候補者選定までの間において、弥富市建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止措置又は愛知県会計局が定める指名停止取扱要領等に基づく指名停止を受けていない者であること。
(4) 参加意思表明の日から契約候補者選定までの間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年６月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置又は「弥富市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 23 年 12 月 27 日付け弥富市長等・愛知県蟹江警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
(6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(7) 運行開始時点において、業務遂行に必要な道路運送法等各種法令に基づく許可、認可、免許等を有していること、若しくは、有する見込みがあること。

(8) 過去５年間に本業務と同等以上の業務契約を年１件以上契約し、契約期間中支障なく確実に履行し完了した実績を有し、落札後契約辞退及び受注者の責により契約解除の実績がないこと。

(9) 仕様書に定める業務の遂行にあたり、適正な実施体制の下、本市の指示に柔軟に対応できること。

## ５　参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、以下のとおり参加申出申請の手続きをすること。

(1) 提出書類

①プロポーザル参加申出書（第１号様式）

②業務実績表（第１号様式（別紙）。ただし、類似業務の委託契約実績がなければ提出不要）

③業務実施体制（第２号様式）

④会社の事業概要が分かる会社案内などの資料

(2) 提出方法

持参又は郵送（必着）により提出すること。

なお、持参の場合は、土・日曜日及び国民の祝日を除く午前９時から午後４時までとし、郵送の場合は、配達記録の残る方法で送付すること。

(3) 提出期限

令和８年 11 月 25 日（水）午後４時必着

(4) 提出先

本要領「14　連絡先及び提出先」のとおり

(5) プロポーザルの辞退

参加資格申請の手続き後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（任意様式）を令和８年 12 月８日（火）午後４時までに持参又は郵送（必着）により提出すること。

なお、持参の場合は、土・日曜日及び国民の祝日を除く午前９時から午後４時までとし、郵送の場合は、配達記録の残る方法で送付すること。

辞退届には辞退理由を必ず明記し、辞退届提出後は、辞退の撤回をすることができないものとする。

## ６　企画提案書

参加資格確認結果通知書により、参加資格を認められた場合は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書（任意様式）

ア 仕様書に基づき、別添「審査基準」を踏まえた上で、業務を実施するにあたっての基本的な考え方やポイント等を記載すること。

イ 企画提案書は任意様式で、表紙や目次を含みＡ４版、20 ページ以内を原則とする。また、図表等Ａ４版の書式で記載しにくいものについては、Ａ３版で記載することも可能とする。ただし、Ａ３版はＡ４版２ページ分として換算する。

②見積書（第３号様式）

ア 提案上限額の範囲内で記入すること。

イ 金額については、税込価格を記入すること。

ウ 積算内訳書（任意様式）についても作成し、添付すること。

③業務工程表（任意様式）

④運行管理の体制（管理体制・勤務体制・運転業務従事者の健康管理、教育及び研修）（任意様式）

⑤安全管理体制（事故防止策・車両管理及び車両点検・児童への対応）（任意様式）

⑥緊急時（災害・事故・異常気象）の対応（任意様式）

⑦市への有益な提案（任意様式）

※ 仕様書に基づき、別添「審査基準」を踏まえた上で、本市にとって有益な提案等を記載すること。

(2) 提出部数

上記①～③を１つに綴じ、９部（正本１部、副本８部）を提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送（必着）により提出すること。

なお、持参の場合は、土・日曜日及び国民の祝日を除く午前９時から午後４時までとし、郵送の場合は、配達記録の残る方法で送付すること。

(4) 提出期限

令和８年 12 月 16 日（水）午後４時必着

(5) 提出先

本要領「14　連絡先及び提出先」のとおり

## 7　質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和８年 11 月 25 日（水）午後４時必着

(2) 質問書の提出方法

質問書（第４号様式）に記入の上、本要領「14　連絡先及び提出先」宛てに電子メールで送付すること。件名は「プロポーザル質問（法人名）」と入力すること。（来庁、電

話等による受付は行わない。）

(3) 回答

質問に対する回答は、令和８年 12 月３日（木）午後５時までに市ホームページで行う。その際、質問者の氏名等は掲載しない。（併せて、回答時点で質問書の提出又は参加申込のあった全ての事業者に対して回答を電子メールで送付する。）

なお、質問の内容が本プロポーザルによる契約候補者選定に公平を保つことができないと判断した場合には、質問には回答しない。

## ８　選定方法

(1) 第１次審査（書類審査）

応募者数が５者を超えた場合は、第１次審査（書類審査）を実施し、上位５者を選定する（第１次審査の順位は第２次審査には関係しない。）。

令和８年 12 月 17 日（木）以降に応募者全員へ第１次審査結果通知書により文書で通知する。審査結果について異議申立ては受け付けない。なお、第１次審査が実施されなかった場合は、その旨をメールで通知する。

(2) 第２次審査（プレゼンテーション）

第１次審査通過者に対し実施する。

①実施日時

令和９年１月 18 日（月）

時間等は、令和８年 12 月 17 日（木）以降に、第１次審査の結果と併せて文書で通知する。

②実施場所

弥富市役所本庁舎３階　大会議室

（弥富市前ケ須町南本田 335 番地）

③実施時間

１者につき 40 分程度を予定しており、応募者が 25 分間の企画提案内容の説明を実施した後、15 分程度の質疑応答を行う。

④プレゼンテーションの方法

当日、新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書に基づき説明を行うこと。

また、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意するが、ＰＣ、ＨＤＭＩケーブル、ポインタ等については応募者で用意すること。なお、会場への入室は３名以内とする。

⑤審査方法等

ア 審査は本市の職員及び小学校長で組織する選定委員会において、企画提案書等応募書類及びプレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に評価する。

イ 別添「審査基準」に基づき選定委員による採点で順位付けを行い、最優秀提案事業者を契約候補者として選定する。

ウ 応募者が１者の場合であっても、第２次審査を行うものとし、審査の結果、企画提案内容が「審査基準」を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

エ プレゼンテーションの実施後、本市が必要と認めた時は、企画提案書の内容について説明や資料の提出を求める場合がある。

## ９　審査基準及び審査結果

(1) 審査基準

別添「審査基準」に基づき審査を行う。

(2) 審査結果

令和９年１月 26 日（火）以降、第２次審査に参加した全ての応募者へ、第２次審査結果通知書により文書で通知する。

また、審査結果を市ホームページにて公表する。

## 10　提案資格の喪失

応募者が次の事項のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、応募者は提案資格を喪失するものとし、すでに提出された企画提案書は無効とする。

(1) 本要領「４　参加資格」に規定する参加資格を満たさないこととなったとき

(2) 参加意向申出書及び企画提案書等に虚偽の記載をしたとき

(3) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出（到達）したとき

(4) 談合その他の不正行為が行われたと認められたとき

(5) 提案上限額を超える金額で見積書を提出したとき

(6) その他本要領及び法令等を遵守しないとき

## 11　契約の締結

(1) 契約候補者は本市と委託業務契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結する。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者から順に協議を行い、契約相手を決定する。

①契約候補者が契約の締結を辞退したとき

②契約締結時までに契約候補者が本要領「10　提案資格の喪失」の要件に該当していることが判明したとき

③契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

④その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき

(3) 契約保証金等、契約に当たっては弥富市契約規則（平成元年弥富町規則第８号）に基づくこととする。

## 12　企画提案書等応募書類の取扱い等

(1) 提出された書類等は返却しない。

(2) 企画提案書は応募者１者につき、１提案とする。

(3) 企画提案に関する提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。

(4) この募集に伴い、応募に要した応募者の費用負担に対して、本市は一切負担しない。

## 13　その他

(1) 説明会等は実施しない。

(2) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(4) 本要領に定めのない事項については、本市の指示によるものとする。

## 14　連絡先及び提出先

弥富市 教育部 学校教育課（担当：山内）

住　所 〒498-8501　弥富市前ケ須町南本田 335 番地

ＴＥＬ 0567-65-1111（内線 413）

E-mail gakkou@city.yatomi.lg.jp

## 15　実施日程

| 項　目 | 日　程 |
|---|---|
| 実施要領の公表 | 令和８年11月16日（月） |
| プロポーザル参加意向申出書の提出期限 | 令和８年11月25日（水）午後４時必着 |
| 質問の受付期限 | 令和８年11月25日（水）午後４時必着 |
| 参加資格確認結果通知 | 令和８年11月26日（木）以降 |
| 質問の回答 | 令和８年12月３日（木）まで |
| 辞退届提出期限 | 令和８年12月８日（火）午後４時必着 |
| 企画提案書等提出書類の提出期限 | 令和８年12月16日（水）午後４時必着 |
| 第１次審査（書類審査）の結果及び第２次審査（プレゼンテーション）の案内 | 令和８年12月17日（木）以降 |
| 第２次審査（プレゼンテーション） | 令和９年１月18日（月） |
| 審査結果通知 | 令和９年１月26日（火）以降 |
| 契約締結 | 令和９年２月下旬 |